

幼児のしつけの実態と親のしつけに関する 認識における現状と課題

小橋 明子¹ 小橋 拓真²

Current Situation and issue to Address Regarding Child Discipline: Actual Condition and How Parents Recognize it

Akiko KOHASHI¹, Takuma KOHASHI²

Abstract

In Japan between April 2014 and March 2015, the number of counseling on child abuse was 88,931. The case has been on the rise.

The review on fatal child abuse incidents (namely the 11th Report) mentions "parents' intention to discipline their children" as one of the motive for abuse.

Japanese Civil Code Article 822 says "A person who exercises parental authority may discipline the child to the extent necessary for the care and education".

However, the reality is that the public would be divided on whether it is "discipline" or "abuse", whenever inappropriate parenting issue comes out.

Thus, in this study, I used a questionnaire method to find out the actual condition of child discipline and parents' recognition to it. The samples were 231 parents in total who have children at the age of two or older.

The data was processed with SPSS Statistics 22.

As a result, there were some parents who inflict physical punishment (ex: a slap on head, hip, and hand) on their children or make them anxious and fearful (through yelling, neglect, and threatening) as a part of discipline. Those group responded "I agree" or "I sort of agree" to a notion of "punishment (physical or not) on children is necessary for discipline". In this point, significance was tested.

Also, in testing the aforesaid group and a group of parents who responded "I agree" or "I sort of agree" to a notion of "punishment (physical or not) on children is allowable, if parents have affection to them", there was profound relevance between the groups in terms of residual analysis.

Therefore, the study proved that approximately half of the parents recognized punishment, physical or not, as necessary for child discipline and even allowable if they have affection to their children.

That show us the issue about how we should approach parents' recognition of child discipline. In addition, that provides us with the issue about discipline rights and children's benefit which need to be reconsidered.

Keyword: child abuse, discipline rights, discipline

所属:

¹ 札幌大谷大学

² 九州保健福祉大学 連合社会福祉学研究所

¹ Junior College of Sapporo Otani University

² Kyushu University of health and welfare

1. 研究背景と研究目的

わが国における児童虐待の相談対応件数は、平成 26 年度で 88,931 件となり前年度から 20.5%増加し依然として右肩上がりの状況である。

厚生労働省平成 26 年度統計より、虐待による死亡数は年間 50 件（無理心中を含む）を超えており、1 週間に約 1 人の子どもが亡くなっている計算となる。また、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例では、死亡事例の検証結果（第 11 次報告）の加害動機としては「保護を怠ったことによる死亡」が最も多く、次いで「しつけのつもり」、「子どもの存在拒否」、「泣き止まないことにいら立った」がそれぞれ同数であった。

児童虐待対応件数の増加は、実際に数が増加しているのか、社会的な認知が進んで発見が進んだ結果なのか、現在のところ資料や調査結果がないので明確ではないが、虐待件数の増加要因として安部(2012)は「核家族やひとり親家庭の増加、近隣・知人等の人間関係の希薄化・不況による貧困層の増加等が家庭での養育力の低下をもたらし、その結果、家庭内のストレスが弱い立場の子どもたちに転嫁しやすい状況となっているのではないかと述べている。

子どもの成長に責任を負うべき親が子どもの人権を侵害し心身の健康を損なうような対応を行い、そのことが親としてのしつけの一環であるという弁明がある。例として、北海道七飯町の山中置き去り事件がある。父親は、「男児（小 2）が人や車に小石を投げたことに対し“しつけ”のために山中に置き去りにした」と答えていた。

この事件が契機となり世論は、置き去りは「しつけか」あるいは「虐待か」と意見が二分した。また、この事件を知った一部の親から「やってしまうかも」という声があり、しつけに対する大きな社会的関心を生んだ。

親の子に対する責務として、現行の民法第 820 条には、「親権を行う者はその子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し義務を負う」とある。さらに、その規定を受けて民法 822 条は「監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる」と明記しており、親には子を監護・教育するための手段として懲戒権が付与されている。民法第 822 条の詳細が記されている注釈書には、懲戒行為として「叱る・なぐる・ひねる・しばる・押し入れに入れる・蔵に入れる・禁食せしめる」などの具体的な事柄が明記されている。従って、子どもの監護・教育をする上で親に懲戒権が法律上承認されていることは、体罰を含む懲戒行為を行うことができる権限が与えられている、ということになる。

一方、児童虐待防止法第 2 条の虐待の定義には「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること」の明記がある。従って子どものお尻を平手でたたくことはしつけ（民法 822 条の懲戒権）の一環として考えるか、それとも虐待の定義にある体に外傷が生じる恐れがある暴行に該当するのか、しつけと虐待に関する考え方に曖昧さがあると考えられる。池田（1987）は、「しつけと虐待の境界線はあるのか」、「明確な区別は可能なのか」など様々な視点を論じている。いずれの研究にしても子どもへの虐待行為が保護者の価値判断に基づいてしつけと位置づけられる可能性があることを危惧している。

2016 年の七飯町で起った山中置き去り事件にしても「助かったから良かった」と終えるものではなく、食事も与えられず、また、北海道の 5 月の夜は暖房を必要とする寒さの上に、真っ暗な山中に 6 日間も置き去りにされた子どもの心身に与えた影響は大きいと考える。

西澤（2000）は、「子どもが不適切な養育を経験することは、心理、行動、人格形成に深刻な影響を及ぼす」と述べている。幼児期は、人との基本的信頼関係を築き、自我が育つ重要な時期である。そこで、本研究の目的は、幼児のしつけの実態と保護者のしつけに関する認識について調査し、しつけと児童虐待における今後の課題や方向性を考える上で示唆を得たいと考える。

2. 研究方法

自筆記入式質問紙法を行った。プレテストを実施し質問紙の構成及び内容の確認を行なった。調査目

的を、調査対象園の保護者に説明し同意が得られた人に質問紙を配布し、回答は個別の封筒に封をしてもらい個人が特定されないように配慮した。10日後に各園にて回収した。

2-1 調査対象

原田（2003）は、2歳から就学前の子どもを持つ保護者の負担は強くなると述べている。したがって、調査対象は2歳～就学前の子どもを持つ保護者とした。

2-2 調査期間と方法

調査期間：平成28年9月14～24日

調査方法：無記名、自筆記入式質問紙法。説明会場で配布し、後日、園にて回収。

2-3 質問紙内容

「基本属性」、「子どもに対するしつけ行為」、「保護者のしつけに関する認識」、「育児相談者の有無」、「育児協力者の有無」など

2-4 用語の操作的定義

本研究の「しつけ」とは、「社会生活に必要な集団の規範や礼儀作法を身に着け、自立に向けて支援すること」と定義する。なお、18項目の「しつけ行為」を、子どもの体に直接接触れる（頭、尻、手足を叩く等）行為を「体罰行為」とし、子どもの心に不安感や恐怖心を与える（大声を出す、放っておく、言葉で脅す等）行為を「不安・恐怖を与える行為」とし、子どもの生理機能に支障をきたす（食事を抜く、風呂に入れない等）行為を「子どもの生理機能に関する行為」の3分類とした。

2-5 倫理的配慮

調査対象者には、調査の協力依頼文書に調査の趣旨、目的、実施主体、注意事項（調査への協力は任意であること、回答はコンピューターで処理され、個人の回答が外部に知られることはないこと、調査に協力しなくても不利益はないこと）を明記した。また、得られた結果は学術的な目的以外には一切使用しないことを依頼文に明記した。質問紙への記入（無記名）、回収をもって研究同意とみなし、データの保存は調査責任者の認証を必要とする方法をとった。

2-6 集計方法

得られたデータはSPSS Statistics22を用いてデータ処理を行った。

3. 結果と考察

保育所と認定こども園に通所している子どもの保護者358人に質問紙を配布し、250人から回答があり、回収率は65%であった（うち有効回答者は231人）。

質問紙の記入者は、母親が97.8%、父親が2.2%であった。保護者の年齢は、20歳代が13%、30歳代が65.4%、40歳代以上が21.6%であった。

子どもの年齢は、2歳児が3人（1.3%）、3歳児が28人（12.1%）、4歳児が87人（37.7%）、5歳児が76人（32.9%）、6歳児は37人（16.0%）であった。性別は、男が123人（53.2%）、女が108人（46.8%）でほぼ同数であった。きょうだい数は、一人っ子が63人（27.4%）、2人が122人（52.8%）、3人以上が46人（19.8%）であった。きょうだい数は、0～2人が全体の約8割を占め、全国統計と同様であった（平成23年人口動態統計月報年計概数）。

親が困ったときに「育児の相談ができる人」の有無の設問では、「有」が226人（97.8%）、「無」は5人（2.2%）であった。また、親が病気や用事等で子どもの世話ができない時の「育児代替者」の有無の

設問に、「有」が196人（85%）で「無」が35人（15%）であった。従って、約6人に1人の親が困ったときの育児代替者がいない状態であることが判明した。なお、育児代替者「有」の内訳は、親族（配偶者、親、きょうだい）が196人中190人と97%を占め、うち半数が配偶者であった。さらに、親同士が「子どもを預かりあう」といった付き合いをしている人は4人（1.7%）で、育児サービス（行政・民間等）の利用者はわずか2人（0.9%）であった。この結果は、櫻谷（2004）の調査結果とほぼ同様であった。このことから、近年の親同士の近所付き合いは、あいさつをかわす程度で、子どもが自由にお互いの家を行き来したり、育児の手助けができるような関係を形成していない状態であることが推察された。

わが国の「親の不安や悩み」調査では、未就学児の親の不安や悩みのトップが「しつけ」であり、小学校高学年以上の悩みはトップが「勉強や進学」であり、次いで「しつけ」となっており、しつけは親の関心が高く悩みや不安が多いと考える（厚生労働省、平成16年）。

3-1 しつけにおける親の認識

しつけにおける親の認識については、Table 1 と Figure 1 に示した。この結果から「しつけのためなら体罰やおしおきが必要である」という設問に「そう思う」、「まあそう思う」と答えた人は約6割（58.9%）であった。また「体に傷をつける行為は虐待か」という設問に、「そう思う」、「まあそう思う」と答えた人は約9割で、大部分の親は子どもの体に傷をつける行為は虐待行為だと認知していた。また、「愛情があれば体罰は許容する」という設問に「そう思う」、「まあそう思う」と答えた人は約4割（43%）であった。

一般に、愛するがゆえに厳しく叱ることを「愛のムチ」という言葉で表現するが、実態は体罰が行使される場合に「愛のムチ」という表現で、それらの行為の言い訳として用いられているのではないかと考える。

3-2 「しつけのためには体罰・おしおきが必要である」と「愛情があれば体罰やおしおきも許容する」との関係

人格形成に大きな影響を与えるしつけは、保護者のしつけの認識が深く関与する。そこで、「しつけの

Table 1 しつけにおける親の認識 人 (%) n=231

| 内訳 \ 認識 | そう思う | まあそう思う | あまり思わない | 全く思わない |
|-----------|------------|------------|-----------|-----------|
| 体罰・おしおき必要 | 29 (12.6) | 107 (46.3) | 71 (30.7) | 24 (10.4) |
| 傷がつくのは虐待 | 125 (54.1) | 85 (36.8) | 17 (7.4) | 4 (1.7) |
| 愛情あれば許容 | 14 (6.1) | 85 (36.8) | 88 (38.1) | 44 (19.0) |

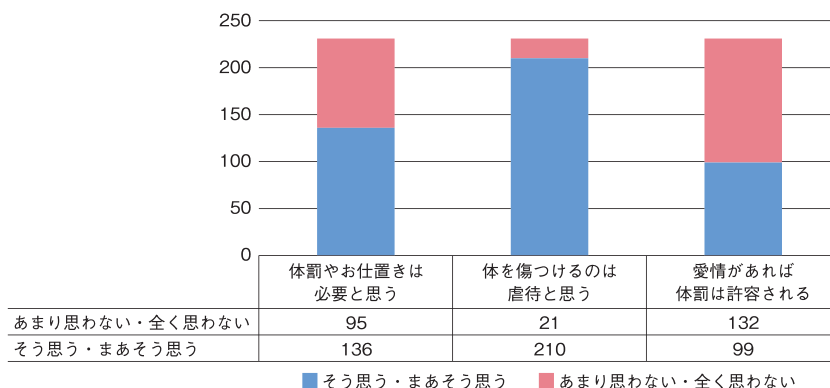


Figure 1 体罰とおしおきに対する親の認識

ためには体罰・おしおきが必要」という設問に「そう思う」、「まあそう思う」と答えた群と、「愛情があれば、体罰やおしおきも許容される」という設問に「そう思う」、「まあそう思う」と答えた群の χ^2 検定を行うと有意差があり、残渣分析を行った結果も関連があった ($\alpha < 0.01$)。このことから、「そう思う」、「まあそう思う」と答えた保護者のしつけに対する認識は、しつけのためなら体罰やおしおきが必要であり、愛情があれば体罰は許容されるという考えを持っていることが推察された。

3-3 18項目のしつけ行為の経験について

18項目のしつけ行為の経験を「よくある」、「時々ある」、「たまにある」、「ない」の4つの選択肢を用意し、1つ選んでもらい Table 2 に示した。

子どもの体に触れる行為を「体罰行為」とし、子どもに不安感や恐怖心を与える行為を「不安感や恐怖心を与える行為」とし Figure 2 と Figure 3 に示した。「体罰行為」のなかで、「よくある」、「時々ある」、「たまにある」と答えた人は「頭を叩く行為」が127人(55%)と一番多く、次いで「尻を叩く」が87人(38%)であった。また、「子どもに不安感や恐怖心を与える行為」は、「よくある」、「時々ある」、「たまにある」と答えた人は、「大声で叱る」が222人(96%)と一番多く、次いで「放っておく」が167人(72%)で三番目に「言葉で脅す」が125人(54%)であった。さらに、「食事を抜かす」、「風呂に入れない」、「下着を替えない」行為を「子どもの生理的機能に関する行為」とした。この行為に対して「よくある」、「時々ある」に回答した親はいなかったが「たまにある」と答えた親が少数ではあるがいた。

先行研究には、児童虐待を論じる際に、しつけと虐待の境界の曖昧さや難しさを論じる者もいるが、筆者はどの行為もしつけのためとはいえ、子どもの利益に反する行為だと考える。

体罰行為の中で最も件数が多かった「頭を叩く」行為と、「しつけのためなら体罰やおしおきが必要」という設問の「そう思う」、「まあそう思う」と答えた設問を χ^2 検定を行うと有意差があった ($\alpha <$

Table 2 本調査で使用した18項目の行為内容

人 n=231

| 行為 | よくある | 時々ある | たまにある | ない |
|----------|------|------|-------|-----|
| ①大声で叱る | 100 | 74 | 48 | 9 |
| ②尻を叩く | 3 | 26 | 58 | 144 |
| ③手を叩く | 4 | 20 | 50 | 157 |
| ④頭を叩く | 12 | 32 | 83 | 104 |
| ⑤顔を叩く | 1 | 5 | 20 | 205 |
| ⑥足を蹴る | 0 | 2 | 2 | 227 |
| ⑦体をつねる | 0 | 1 | 16 | 214 |
| ⑧物を投げる | 1 | 8 | 31 | 191 |
| ⑨放っておく | 17 | 36 | 114 | 64 |
| ⑩食事を抜く | 0 | 0 | 4 | 227 |
| ⑪風呂に入れない | 0 | 0 | 6 | 225 |
| ⑫下着を替えない | 0 | 0 | 1 | 230 |
| ⑬閉じ込める | 0 | 3 | 14 | 214 |
| ⑭外に出す | 0 | 1 | 14 | 216 |
| ⑮家に放置 | 0 | 0 | 6 | 225 |
| ⑯車に放置 | 0 | 0 | 6 | 225 |
| ⑰言葉で脅す | 12 | 21 | 92 | 106 |
| ⑱無視する | 9 | 21 | 75 | 126 |

注1：季・安山の表4を再構成して作成(季・安山 2002：9-11)

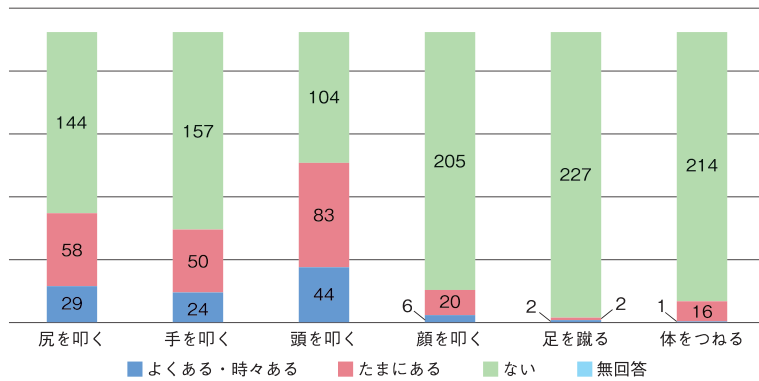


Figure 2 体罰行為

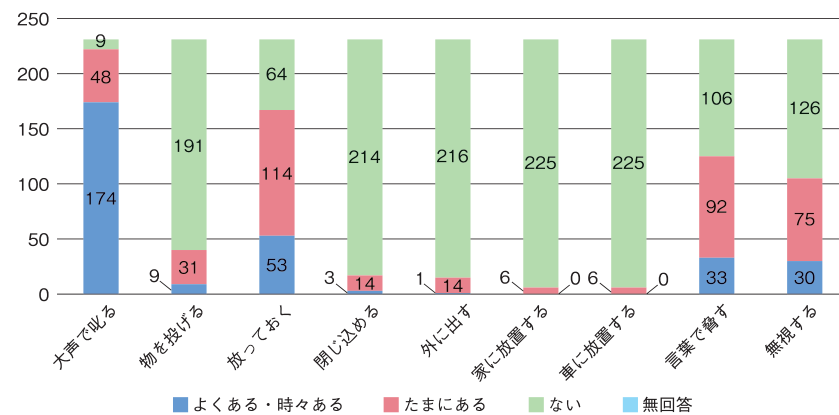


Figure 3 不安や恐怖を与える行為

0.01)。残渣分析においても関連があった。

3-4 親の心がけていることと養育態度

心がけと養育態度について7項目を「必ずしている」、「時々している」、「していない」の3つの選択肢を用意し、1つ選んでもらい Table 3 に示した。また、養育態度についての2項目を「そう思う」、「まあそう思う」、「思わない」の3つの選択肢を用意し1つ選んでもらい同様に Table 3 に示した。

親の心がけていることは、Figure 4 に示したとおり「子どもの言い分を聞く」、「子どもと過ごす時間をつくる」の設問に、約半数の親が「必ずしている」と答えていた。

また「子どもの個性を伸ばす」、「泣いてもわかるまで言い聞かす」の設問には、約4割の保護者が「必ずしている」と答えていた。

親の養育態度として Figure 5 に示したとおり「親は子どもの見本だと思う」、「子どものためなら苦労もいとわない」という設問に「そう思う」、「まあそう思う」と答えた保護者が約9割強であった。

まとめ

しつけにおける親の認識としつけの実態について調査した結果、「しつけのためには体罰やおしおきが必要」という設問に「そう思う」、「まあそう思う」と答えた群と「愛情があれば体罰も許容する」の設問に「そう思う」、「まあそう思う」と答えた群は有意差があった。このことから、しつけのためは体罰やおしおきを行っても愛情があれば許容されるという認識を持っている親が約半数いることが推察され

Table 3

人 (%) n=231

| 心がけと養育態度 | 必ずしている | 時々している | していない |
|------------------|------------|------------|-----------|
| 子どもの言い分を聞く | 122 (52.8) | 102 (44.2) | 7 (3.0) |
| 子どもと過ごす時間をつくる | 110 (47.6) | 117 (50.7) | 4 (1.7) |
| 叱るよりほめる | 72 (31.1) | 153 (66.4) | 6 (2.5) |
| 個性を伸ばすようにする | 101 (43.7) | 118 (51.1) | 12 (5.2) |
| 泣いても分かるまで言い聞かす | 93 (40.2) | 127 (55.0) | 11 (4.8) |
| しつけは厳しくした方がよい | 53 (22.9) | 149 (64.6) | 29 (12.5) |
| 親の言いつけを守らせる | 69 (29.9) | 150 (64.9) | 12 (5.2) |
| | そう思う | まあそう思う | 思わない |
| 親は子どもの手本だと思う | 111 (48.1) | 112 (48.4) | 8 (3.5) |
| 子どものためなら苦勞もいとわない | 125 (54.2) | 100 (43.3) | 6 (2.5) |

注2 原田博子の表を参考に作成

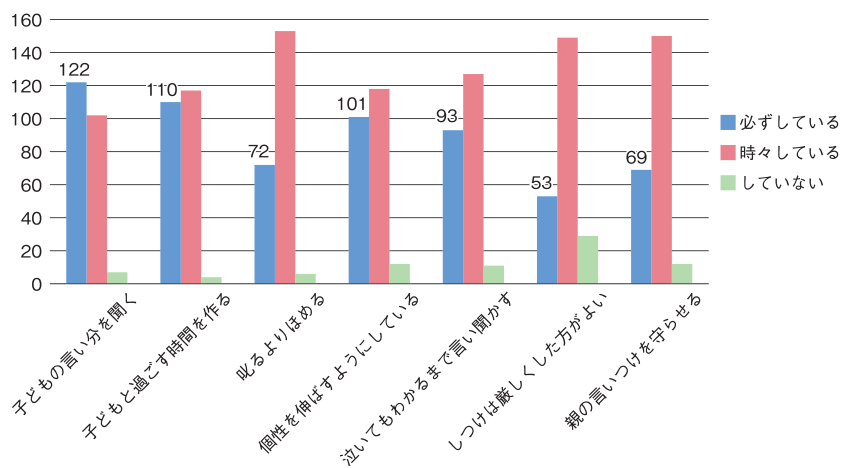


Figure 4 親が心がけていること

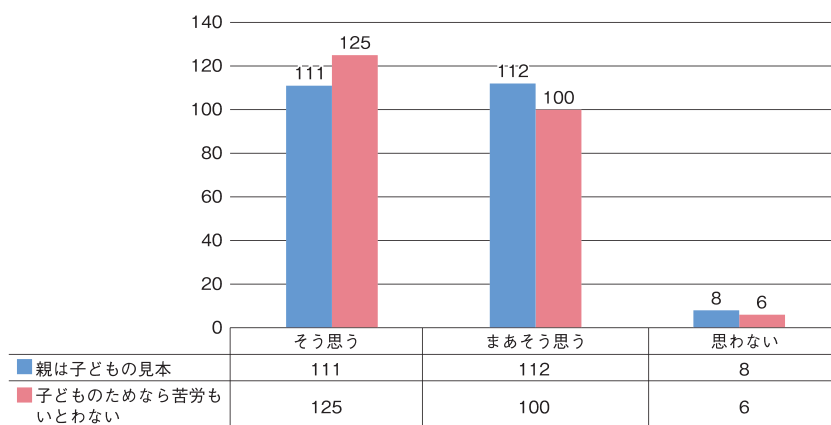


Figure 5 養育態度

た。

一方、しつけのつもりでも結果的に子どもの体に傷をつける行為は虐待であると約9割の親が認知していた。但し、子どもの体に傷がつく行為とはどの程度（跡が残る、受診するなど）を想定しているのか、具体的に本調査では聞いていないが、今後、虐待の種別（身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト等）について具体的に調査する必要があると考える。しつけの体験行為（18項目）で、子どもに不安感や恐怖心を与える「大声で叱る」行為は「よくある」、「時々ある」、「たまにある」と答えた親は約9割を占めていた。その場合、大声で叱責を受けた子どもは「なぜ注意を受けたのか」、「反省すべき点は何なのか」など叱られた内容を明確に受け止めることができているのか、疑問が残る。と言うのは、子どもは叱られた理由より「大人の怖い形相」や「怒鳴られた恐怖心」が残るだけで、自分で判断して適切な行動がとれたり、共感力を培うような学習になっていないのではないかと推察されるからである。

「しつけ」とは、「社会生活に必要な集団の規範や礼儀作法を身に着け、自立に向けて大人が教え導くことである」と考える。子どものした行為について「なぜいけないのか」善悪の判断について子どもに考えさせ、納得させる間も与えず、暴力や暴言で子どもを制止、戒めることは、その場を収める上での即効性はあっても、しつけや教育には至らないのではないかと考える。

子どもの心身に傷をつける行為の一つである体罰は、ふるう側の親にも受ける側の子どもにも耐性がつく。親の意向を強制的に押し付けようとすると、その力はだんだんエスカレートしていくこととなる。マスコミ等に報道される児童虐待事件は氷山の一角であり、多くの家庭に生じ得るものである（子ども虐待の予防とケア研究会、2015）。特に、子どもの動きが活発になり自我が芽生えて扱いづらくなった頃に親はしつけについて考え始める。しつけと称して即効性のある体罰や、大声で叱責するなどの行為をとったり、逆に子どもとの葛藤を避け、しつけもせずに放任する親もいる。

少子化が進み、約半数以上の親は自分の子どもを産む前に小さな子どもの世話をした経験がない（原田、2004）。さらに、近隣との関係が脆弱で孤立ストレスを抱えながら育児をしている現状がある。

親の不安や悩み調査（厚生労働省、平成16年）の上位に「しつけ」が上がっている。民法第822条は親に懲戒権を付与し、注釈書には具体的な懲戒行為（叱る、なぐる、ひねる、しぼる、押し入れに入れる、蔵に入れる、禁食せしめる）を明記している。これらの行為は、子どもの心身を傷つける行為であるが、親の判断に委ねている現状がある。

子どもが自立して社会で生きるための力をつける一番のモデルは、身近かにいる親である。その親からいつも暴力や暴言を受けて育つと、暴力や暴言に対する親和性の高い大人になり、やがてDV等の問題に発展する危惧もあると考える。

児童虐待が広く社会に認知されるようになった背景には、児童の権利に対する意識が高揚してきたことが要因としてあげられる。国際的にも児童の権利保護を推し進める動きが活発化し、1989年に「児童の権利に関する条約」が採択され、1994（平成6）年に日本が批准してから既に22年間経過した。この条約は、子どもが親の所有物ではなく独立した人格を有するものであることを明確にしたものである。しかし、条約批准後も子どもの権利に対する侵害行為である虐待は22年間で約45倍に増加している。

一向に減少しない児童虐待に国は、児童福祉法に上乘せする形で2000年に「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」）を制定した。児童虐待防止法の制定により、虐待の行為類型（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトの4分類）や「保護者」について「親権を行う者、未成年後見人その他の者で児童を現に監護するもの」（同法第2条）、併せて「児童」について「十八歳に満たない者」（同法第2条）と定義が明確となった。しかしながらも、子どもの尊い命が奪われるなどの虐待はあとを絶たず、平成16年に保護者以外の同居人による児童に対する身体的虐待、性的虐待及び心理的虐待を、保護者が放置することも保護者としての監護を著しく怠る行為（いわゆるネグレクト）として児童虐待に含まれることや、児童の目の前で配偶者に対する暴力が行われるなど、直接、児童に対して向けられた行為でなくとも、児童に著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に含まれることが条文上にも明記されるようになった。

これにより、近年、子どもが同居する家族における配偶者からの暴力（DV）は、心理的虐待にあたる

として警察から児童相談所に通告する件数が増加している。子どもの心理的虐待相談件数は、平成18年度に6,414件、平成26年度には38,775件となり約6倍に増え、虐待行為の内容種別の43.6%を占めている。心理的虐待通告件数38,775件中、警察からの通報は29,172件で75%を占めていた(厚生労働省平成26年度統計)。

国は、社会問題化している虐待の対応策として、児童相談所の機能と、市町村が行う子育て機能の強化など第一義的には行政側の強化をメインとした。しかし、親が親権を盾に児童相談所の介入を拒んだり、虐待を受けた子どもが保護されて児童養護施設等に預けられた子どもの引き取りを強く求める親の不当な要求に、子どもの安全確保と福祉を最優先する児童相談所は苦慮している。現行の民法には、家庭裁判所の審判により、親権を行う父または母が親権の全部を行うことができないようにする制度として親権の喪失制度(民法第834条)がある。しかし、期限を設けずに親権の全部を喪失させるのは、その申し立てや審判が躊躇されたり、親権喪失後の親子の再統合に支障をきたす恐れがあるとして、平成24年4月に親権停止制度(2年以内の期間に限って親権が停止)が創設され、民法820条「親権を行う者は子の監護及び教育をする権利を有し義務を負う」という文言に「子の利益のため」が追記された。また、民法822条の懲戒場は現実にはないので削除されたが、親の懲戒権はそのままである。

国は保護者に民法(822条)で子の監護や教育のために懲戒権を付与しているが、児童虐待の事象が起こる都度、しつけの一環であると弁解されむしろ弊害があるという指摘もある(子ども虐待の予防とケア研究会、2015)。そこで、筆者は児童虐待の社会的な要因の一つとして、民法と児童福祉法の調整・連携に課題があると考え。さらに、最初から完璧な親はいず、子どもを育てる過程で親になっていくことから、親が自信をもって子育てができるように親育ての支援策が必要ではないかと考える。例えば、親支援プログラムの作成や親自身も孤立し育児ストレスから自分を取り戻す(レスパイト)場が身近にあるような仕組み作りが必要ではないかと考える。

安部(2001)は、児童虐待を考えると必ず「しつけと虐待の境目」について問われると指摘し、「子どもの人格を尊重し、社会規範を常に意識し、理性によるコントロールができればしつけであり、子どもの人格を認めず、社会の規範を無視し、支配・被支配の人間関係に基づき、親の期待通りの行動をとらせ、命令や押しつけ、脅迫による場合は虐待である」と説明し、しつけと虐待を区分している。

西澤(2010)は、「しつけと虐待はそもそもまったく次元の異なるものであるため、境目は存在しない」と結論付けている。筆者らも子どもの人権を損なうような行為(体罰や恐怖・不安を与える)は、しつけとは一線を画すことから正しいしつけの認識が重要と考える。しかし、約半数の保護者が「しつけのためには体罰やおしおきが必要である」という認識を持っていた調査の結果から、親のしつけに関する認識にどうアプローチすべきかの課題が見えた。さらに、懲戒権と子の利益について再考の必要性がある課題も得られた。

参考文献

- 1) 厚生労働省平成26年度統計
- 2) 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 平成27年10月
- 3) 安部計彦(2012), 子ども虐待の実態 教育と医学, 12-19.
- 4) 池田由子(1987), 「児童虐待」, 中央新書, 中央公論社, 9-10.
- 5) 西澤 哲(2000), 「虐待というトラウマ体験が子どもに及ぼす心理・精神的影響」北海道医療大学看護福祉学部学会誌, 5(1).
- 6) 厚生労働省, 平成23年人口動態統計月報年計概数
- 7) 櫻谷真理子(2004), 「今日の子育て不安・子育て支援を考える」立命館人間科学研究第7号.
- 8) 厚生労働省, 「不安や悩みの種類 18歳未満の子を持つ親」, 平成16年.
- 9) 原田正文(2004), 「まったく子どもをしらないまま親になる」保健婦ジャーナル医学書院60(2), 178-181.
- 10) 子ども虐待の予防とケア研究会(2003), 「子どもの虐待の予防とケアのすべて」第一法規.
- 11) 安部計彦(2001), 「ストップ・ザ・児童虐待——発見後の援助」, ぎょうせい.
- 12) 西澤 哲(2010), 「しつけと虐待の境目——親による体罰を考える」, 児童心理, 64(13), 1122-1127.

- 13) 高橋康朗 (2010), 「児童に対する虐待と親権」, 帝京法学 172-222.
- 14) 於保不二雄・中川淳編 (1994), 『新版注釈民法 (25) 親族 (5) 親権・後見・保佐及び補助・扶助——818条～881条 改訂版 [復刊版]』有斐閣.
- 15) 松田純子 (2011), 「幼児の生活をつくる」, 実践女子大学生生活科学部紀要, 48, 95-100.
- 16) 工藤真由美 (2010), 「家庭教育の現状と課題」四條畷学園短期大学紀要, 43, 9-12.
- 17) 松田茂樹 (2008), 「何が育児を支えるか——中庸なネットワークの強さ」, 勁草書房.
- 18) 厚生労働省, 平成 16 年度全国家庭児童調査.
- 19) 川田 昇 (2005), 「親権と子の利益」, 信山社.
- 20) 季 環媛, 津村美穂 (2014), 「未就学児の父親におけるしつけと虐待に関する認識と経験」比較家族史研究, 28, 89-118.
- 21) 季 環媛他 (2012), 「しつけと虐待に関する認識と実態」, 日本家政学学会, 63(7), 379-390.
- 22) 和田美智代, 「ドイツにおける『親権』の最近の傾向 懲戒権と児童虐待の視点から」
The Japan Association of Legal and Political Sciences, NII-Electronic Library Service, 182-191.
- 23) 金子光子, 杉浦恵子, 「しつけと虐待の狭間」, 母性衛生第 47 巻.